

2026 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 丸 山 雄 平
(コード番号 6085 東証グロース)
問 合 せ 先 執行役員 管理本部長 兵庫 久昭
(TEL. 03-6262-1256)

**第三者割当による第5回新株予約権（行使価額修正条項付）
の発行価額の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2026 年 9 月 28 日開催の取締役会において決議しました、EVO FUND（以下、「EVO FUND」又は「割当先」といいます。）を割当先とする第5回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2026 年 10 月 14 日に発行価額の総額（4,200,000 円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026 年 9 月 28 日公表の「第三者割当による第5回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第1回無担保社債（私募債）の発行並びに新株予約権の割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

＜本新株予約権の概要＞

(1) 割 当 日	2026 年 10 月 14 日
(2) 発行新株予約権数	280,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 4,200,000 円 (本新株予約権 1 個につき 15 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	28,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 本新株予約権について、上限行使価額はありません。 本新株予約権について、下限行使価額（下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」において定義します。）は 58 円（但し、本新株予約権の発行要項第 11 項の規定による調整を受けます。）ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 28,000,000 株です。
(5) 調達資金の額	3,224,200,000 円（差引手取概算額：3,215,921,000 円）（注） (内訳) 新株予約権発行による調達額：4,200,000 円 新株予約権行使による調達額：3,220,000,000 円
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	(1) 当初行使価額は115円とします。 (2) 本新株予約権の行使価額は、割当日の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）後に初回の修正がなされ、以後1取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本規定に基づく修正が行われる場合、行使価額は、各修正日に、当該修正日に先立つ5連続取引日（以下、「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうちの最も低い値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、いずれかの価格算定期間内の取引日において本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。

	(3) 上記第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、本項第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が2026年9月28日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。）（以下、「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。 (4) 本新株予約権の行使価額の下限（以下「下限行使価額」といいます。）は、当初58円とします。下限行使価額は本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 新株予約権の行使期間	2026年10月15日から2027年5月17日までとします。
(9) その他	(1) 当社は、割当先との間で、2026年9月28日付で、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本新株予約権の割当契約を締結いたしました。また、当社は、2026年10月14日付で、割当先との間で、総数引受契約を締結いたしました。 (2) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1か月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）の2週間以上前に本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」といいます。）又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。）、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとします。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 (3) 当社は、2027年5月17日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、残存する本新株予約権の全部を取得します。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達資金は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

以上